

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	131,489,535	131,489,535	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は、100株であ ります。
計	131,489,535	131,489,535	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年10月1日	△1,183,405,816	131,489,535	—	119,457	—	85,654

(注) 2016年6月29日開催の第91回定時株主総会において、2016年10月1日をもって普通株式について10株を1株に併合する旨の議案が承認可決されております。これにより、発行済株式総数は1,183,405,816株減少し、131,489,535株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	4	78	38	831	520	38	66,485	67,994	—
所有株式数（単元）	150	434,006	29,902	183,849	416,156	121	240,643	1,304,827	1,006,835
所有株式数の割合 （%）	0.01	33.26	2.29	14.09	31.89	0.01	18.44	100	—

- （注） 1. 自己株式数は547,837株であり、このうち547,800株（5,478単元）は「個人その他」の欄に、37株は「単元未満株式の状況」の欄に、それぞれ含めて記載しております。
2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ14単元及び73株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	9,575,900	7.31
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,594,000	6.56
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	5,769,400	4.41
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海ア イランドトリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	3,101,893	2.37
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,097,100	2.37
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,659,300	2.03
日本トラスティ・サービス 信託銀行（信託口9）	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,461,400	1.88
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	2,248,574	1.72
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,054,079	1.57
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,003,030	1.53
計	—	41,564,676	31.74

(注) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから2020年2月3日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者が、2020年1月27日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、2020年3月31日現在における実質所有株式数を確認することができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づいて記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,003,030	1.52
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	4,888,107	3.72
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	854,200	0.65
計	—	7,745,337	5.89

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 547,800	—	「(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
	(相互保有株式) 普通株式 7,100	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 129,927,800	1,299,278	同上
単元未満株式	普通株式 1,006,835	—	同上
発行済株式総数	普通株式 131,489,535	—	—
総株主の議決権	—	1,299,278	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,473株(議決権14個)含まれております。

2. 「単元未満株式」には、次の株式が含まれております。

- ・自己株式 37株
- ・津田電線株式会社名義の株式 80株

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区丸の内 3丁目2-3	547,800	—	547,800	0.42
(相互保有株式) 津田電線株式会社	京都府久世郡久御山町 市田新珠城27番地	6,200	—	6,200	0.00
(相互保有株式) 東北運輸株式会社	秋田県秋田市茨島1丁 目2-10	900	—	900	0.00
計	—	554,900	—	554,900	0.42

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2020年5月27日開催の報酬委員会及び執行役会において、当社の執行役、執行役員及びフェロー（国内非居住者を除きます。以下「執行役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

①役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、2020年度より執行役等を対象とした新たな役員報酬制度を導入しており、その報酬体系は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬である年次賞与及び株式報酬で構成されています。このうち、中長期的な企業価値の向上を図り、株主との利益意識の共有を実現することを目的とした報酬として、本制度を導入しております。

本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。本制度は、執行役等の役位等により当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を執行役等に交付及び給付する制度（以下「交付等」といいます。）です。

当社は、本制度の実施のため設定したB I P信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間が満了した場合、信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することがあります。

②信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	執行役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	執行役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2020年6月1日
信託の期間	2020年6月1日～2023年5月末日（予定）
制度開始日	2020年6月1日
議決権行使	行使しない
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の額	6.88億円（信託報酬・信託費用を含む。）
株式の取得時期	2020年6月2日～2020年6月3日
株式の取得方法	株式市場から取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく取得（単元未満株式の買取請求）

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	11,885	34,538,318
当期間における取得自己株式	595	1,287,851

（注）当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （単元未満株式の売渡請求による売渡）	218	633,460	188	394,932
保有自己株式数	547,837	—	548,244	—

（注）当期間におけるその他（単元未満株式の売渡請求による売渡）及び保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要目的の一つとして認識し、配当の額、時期及び回数を含め、利益配分につきましては、期間収益、内部留保、財務体質等の経営全般にわたる諸要素を総合的に判断の上、決定する方針としております。

2017年度から2019年度を対象とする中期経営戦略期間中の利益配分につきましては、当社連結業績の変動時においても安定的な配当を実施することを重視し、配当金額は1株当たり年間80円とし、連結配当性向が25%を下回る場合は、25%まで一時的な増配または自己株式の取得を行う方針としております。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当は、1株当たり80円（うち中間配当金40円、期末配当金40円）といたしました。

2020年度から2022年度を対象とする中期経営戦略期間中の配当方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 1. 全社課題 (4) 22中経について <財務計画>」に記載の株主還元方針をご参照ください。

なお、当社は、定款の定めにより、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。また、剰余金の配当の基準日として、期末配当の基準日（3月31日）及び中間配当の基準日（9月30日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款で定めております。

（注）基準日が当期に属する剰余金の配当金に関する取締役会の決議年月日及び各決議の配当金の総額等は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月7日 取締役会決議	5,237	40.00
2020年5月27日 取締役会決議	5,237	40.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社は、取締役会が定める当社グループの企業理念、ビジョン、価値観、行動規範（総称して以下「企業理念等」といいます。）、会社の目指す姿及びコーポレート・ガバナンス基本方針（※）に基づき、株主、投資家をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の当社及び当社子会社（以下「当社グループ」）に係る全てのステークホルダーとの信頼関係を構築するとともに、コーポレート・ガバナンスを整備しています。
 - ・当社は、会社法上の機関設計として、指名委員会等設置会社を採用し、監督と執行を分離することにより、取締役会の経営監督機能の強化、経営の透明性・公正性の向上及び業務執行の意思決定の迅速化を図っています。
 - ・当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題のひとつとして、継続的に改善に取り組めます。
- （※）当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び枠組みを「コーポレート・ガバナンス基本方針」として取り纏め、当社ホームページにて開示しています。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の機関設計として、指名委員会等設置会社を採用し、監督と執行を分離することにより、取締役会の経営監督機能の強化、経営の透明性・公正性の向上及び業務執行の意思決定の迅速化を図っています。

なお、当社グループは、世の中にとって不可欠な基礎素材・部材を供給するとともに、リサイクル事業、再生可能エネルギー事業を有する複合事業体でありますので、業務執行を機動的且つ適切なものとするため、社内カンパニー制度を導入しております。

(取締役会)

取締役会の役割・責務は以下のとおりです。

- ・株主からの委託を受け、経営の方向性を示すとともに、経営方針や経営改革等について自由闊達で建設的な議論を行うことなどにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に努める。
- ・法令、定款及び取締役会規則の定めに基づき、経営方針や経営改革等、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項について決定する。
- ・執行役が、自らの責任・権限において、経営環境の変化に対応した意思決定、業務執行を担うことができるよう、取締役会規則等の定めに基づき、適切な範囲の業務執行の権限を執行役に委譲し、業務執行の意思決定の迅速化を図る。
- ・グループガバナンスの状況や経営戦略の進捗を含む業務執行の状況について執行役より定期的に報告を受け、監督する。

なお、社外取締役は、取締役及び執行役の職務執行の妥当性について客観的な立場から監督を行うことや、専門的な知識や社内出身役員と異なる経験から、会社経営に対して多様な価値観を提供し、取締役会の監督機能をより高める役割を担っております。

取締役会は、2020年6月30日現在、以下10名（うち社外取締役6名）の取締役で構成されております。

竹内 章〔議長〕＜取締役会長＞、小野 直樹＜執行役兼任＞、柴田 周＜執行役兼任＞、安井 義一、得能 摩利子、渡辺 博史、杉 光、佐藤 弘志、若林 辰雄、五十嵐 弘司
（下線は社外取締役）

(指名委員会)

指名委員会は、取締役候補者の指名の方針、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容等を決定します。また、執行役の選解任等について、取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申します。

指名委員会は、2020年6月30日現在、以下5名（うち社外取締役3名）の取締役で構成されております。

得能 摩利子〔委員長及び議長〕、杉 光、若林 辰雄、小野 直樹、安井 義一（下線は社外取締役）

(監査委員会)

監査委員会は、内部統制システムを活用した監査を通じて、または選定監査委員が直接、取締役及び執行役の職務の適法性及び妥当性の監査を行います。

監査委員会は、2020年6月30日現在、以下5名（うち社外取締役3名）の取締役で構成されており、監査委員会監査の実効性を向上させるため、常勤監査委員2名を選定しております。

佐藤 弘志〔委員長及び議長〕＜常勤監査委員＞、渡辺 博史、五十嵐 弘司、竹内 章、安井 義一＜常勤監査委員＞（下線は社外取締役）

(報酬委員会)

報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、その方針に従い、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容を決定します。

報酬委員会は、2020年6月30日現在、以下5名（うち社外取締役3名）の取締役で構成されております。

若林 辰雄〔委員長及び議長〕、得能 摩利子、杉 光、竹内 章、小野 直樹（下線は社外取締役）

(会計監査人)

会計監査については、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査法人に有限責任 あずさ監査法人を選任し、英文財務諸表に係る監査、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から財務諸表監査及び内部統制監査を実施し、当社は監査結果の報告を受けて、会計及び内部統制の検討課題等について適宜意見を交換し、改善事項等の助言を受けております。また、当社からは情報・データを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できる環境を整備しております。

(執行役)

執行役は、取締役会からの権限委譲に基づき、定められた職務分掌等に従い、業務の執行を行います。執行役は、2020年6月30日現在、以下11名であり、執行役のうち、執行役社長である小野直樹、執行役副社長である鈴木康信の両氏は、取締役会の決議により、代表執行役に選定されております。

執行役社長 小野 直樹、執行役副社長 鈴木 康信、執行役常務 岸 和博、執行役常務 柴田 周、
執行役常務 中村 伸一、執行役常務 佐々木 晋、執行役常務 酒井 哲郎、執行役常務 山口 省吾、
執行役常務 高柳 喜弘、執行役常務 長野 潤、執行役常務 田中 徹也

(執行役会)

執行役会は、取締役会から権限委譲を受けて、当社グループ全体の経営に係わる重要事項について審議及び決定を行います。執行役会は、2020年6月30日現在、以下11名の執行役全員で構成されております。

執行役社長 小野 直樹〔議長〕、執行役副社長 鈴木 康信、執行役常務 岸 和博、
執行役常務 柴田 周、執行役常務 中村 伸一、執行役常務 佐々木 晋、執行役常務 酒井 哲郎、
執行役常務 山口 省吾、執行役常務 高柳 喜弘、執行役常務 長野 潤、執行役常務 田中 徹也

(サステナブル経営推進本部)

サステナブル経営推進本部は、当社グループが企業理念に則り、事業活動を通じて持続可能な社会構築への貢献と中長期的な企業価値の向上の両立を実現することを目的として、サステナビリティ（持続可能性）を巡る経営課題に対する一元的な対応を推進し、執行役社長（本部長）、コーポレート担当執行役（副本部長）、コーポレート部門の部長及びカンパニーの企画管理部長等によって構成されております。サステナブル経営推進本部は、CSR委員会、グループガバナンス強化推進本部等の各種委員会・対策本部の一部について統合して設置した組織であり、これら委員会・対策本部の機能を承継しております。

また、下部組織として専門分野ごとに部会を設け、年度方針や活動計画を審議し、各分野に関係する具体的な施策等について同本部においてフォローアップを行った上で、その活動状況については毎月執行役会及び取締役会に報告しております。

2020年6月30日現在の専門部会は、以下のとおりです。

コミュニケーション部会、ガバナンス部会、コンプライアンス部会、リスクマネジメント・危機管理部会、気候変動対応部会、環境管理部会、品質管理部会、情報セキュリティ部会、ゼロ災推進部会、本社機能効率化部会

(ガバナンス審議会)

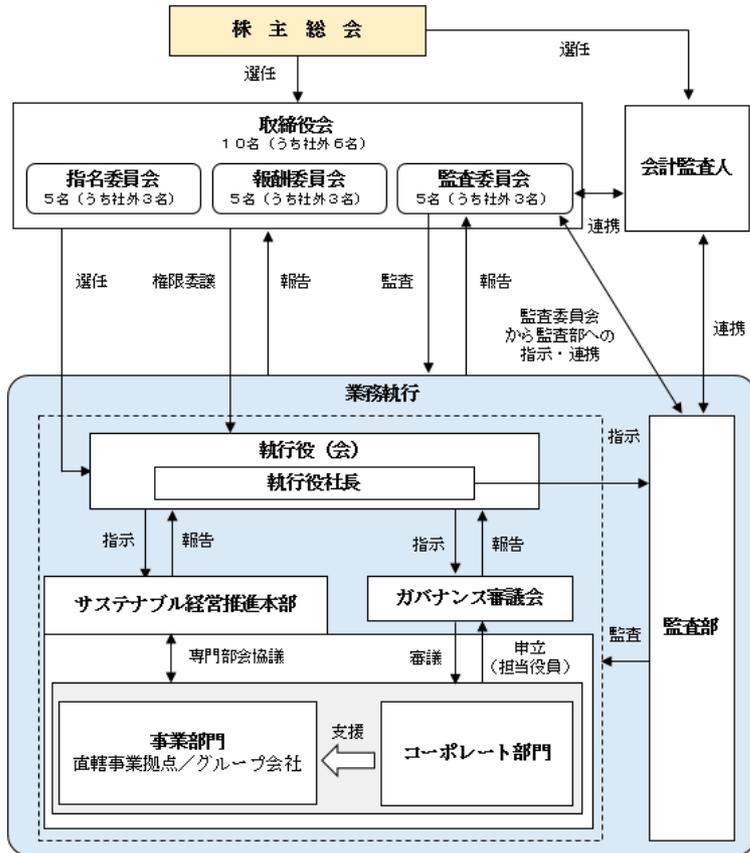
ガバナンス審議会は、ガバナンス関係事項（CSR、安全衛生、防災保安、環境管理、品質管理、監査等）に係る審議・報告・フォローアップ体制の強化を行っており、執行役会メンバー及び関係コーポレート部門の部長等によって構成されております。ガバナンス審議会は、毎年2月にガバナンス関係事項に係る事業部門（当社事業所・子会社を含みます。）の次年度取り組み方針、年間計画等の審議を行い、毎年9月に対応状況等の報告及び見直し計画等の審議を行うことにより、グループ全体で取り組みの実効性向上を図っております。

(監査部)

監査部による内部監査の状況については、「(3) 監査の状況、②内部監査の状況」に、監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項については、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要、③企業統治に関するその他の事項、イ. 内部統制システムの整備の状況及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況」に記載しております。

これらの機関を含む当社経営における意思決定・監督、業務執行及び監査に関するコーポレート・ガバナンスの体制は次図のとおりであります。

<コーポレート・ガバナンス体制の概要>



③企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、事業目的、経営計画等の達成に当たり、適切な内部統制システムの構築が重要課題であると認識しております。このような認識のもと、当社では社内規程等の制定・運用を通じ、会社法及び会社法施行規則に準拠した次の体制の整備を行うことにより、内部統制システムの充実を図っております。同システムにつきましては、必要に応じて見直すとともに、より適切な運用に努めてまいります。

1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループ共通の最高規範として企業理念等を定めるとともに、社内規程を整備し、コンプライアンス体制を確立する。
- (2) 法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、執行役会その他の会議体等により執行役及び使用人の職務の執行内容を決定する。また、一定の重要事項に関する業務執行については、法務担当部署及び関係部署による事前審査を行う。
- (3) 執行役の中から、コンプライアンスに関する事項を分掌する役員を任命するほか、サステナビリティに関する組織及びコンプライアンス担当部署を設置し、事業年度毎に策定される方針・計画等に基づき、全社横断的なコンプライアンス推進活動（社内教育を含む。）を行う。
- (4) コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口を設置する。
- (5) 内部監査担当部署により、各部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。
- (6) 企業理念等に則り、反社会的勢力とは一切関わりを持たず毅然とした態度で対応するという方針のもと、社内体制を整備して適切な対応を行う。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役会の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会及び執行役会その他の当該案件の決定機関において厳正な審査を行う。また、社内規程等に基づき、重要事項については、法務担当部署その他の関係部署において事前審査を行い、リスクの把握及び顕在化防止に努める。
- (2) リスク管理一般に関する社内規程、方針・計画等を定める。また、執行役の中から、リスク管理に関する事項を分掌する役員を任命するほか、サステナビリティに関する組織及びリスク管理担当部署を設置し、全社横断的なリスク管理推進活動を行う。
- (3) 金融取引リスク、信用取引リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程等を定め、適切な管理を行う。
- (4) 労働災害については、法令等に基づき適切な管理を行う。
- (5) 大規模な事故、自然災害、テロ等による損害の防止を目的とした連絡体制の構築及び対応組織の設置を行う。
- (6) 内部監査担当部署により、各部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。

4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社においては、会社法上の機関設計として指名委員会等設置会社を採用し、業務執行の決定に関する権限を適切に執行役に委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。また、各執行役の職務分掌、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールの整備等を行う。
- (2) 経営計画を決定の上、その達成に向けて、各執行役が分掌する部署に対して経営資源・権限の適切な配分を行うとともに、具体的な計画を策定させる。また、執行役は各部署における計画の進捗状況を適宜確認し、必要に応じた措置を講じる。
- (3) 内部監査担当部署は、執行役及び各部署の業務執行の効率性に関して定期的な監査を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループに共通に適用される企業理念等及び社内規程等に基づき、コンプライアンス及びリスク管理に関して子会社も含めた当社グループとしての活動・対応等の推進を通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制（社内教育体制を含む。）の構築を図る。
 - (2) 各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、子会社については当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
 - (3) 財務報告に係る内部統制に関する諸規程を整備するとともに、評価の仕組みを確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
 - (4) 上記（１）、（２）及び（３）に加え、内部監査担当部署により、子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について、定期的な監査を行う。

6. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項並びに監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査委員会の職務を補助すべき部署を内部監査担当部署内に設置する。また、当該部署には、監査委員会の職務を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。
 - (2) 監査委員会は、職務の遂行上必要がある場合は、内部監査担当部署に指示することができる。
 - (3) 内部監査担当部署の長及び監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会の職務に関して、監査委員会より受けた指示と、執行役からの指示とが競合する場合には、監査委員会の指示を優先する。
 - (4) 内部監査担当部署の長は、監査委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動については監査委員会の同意を取得し、人事考課については監査委員会と協議を行うものとする。

7. 監査委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、その分掌する職務において会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合及びその他会社に重大な影響を与える事実が認められる場合には、法令その他社内規程に定める方法等により、速やかに監査委員会に適切な報告を行う。また、監査委員会から職務に関する報告を求められた場合も同様とする。
 - (2) 当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び使用人等から、コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、通報窓口担当部署は、原則として当該通報の内容を常勤監査委員に報告する。
 - (3) 内部監査担当部署は、当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び使用人等から聴取した内容及び監査結果のうち、重要な事項を監査委員会に報告する。また、監査委員会の職務上必要と判断される事項については所管部署より定期的に報告を行う。
 - (4) 当社及び子会社においては、監査委員会に報告をした者（他の者を介して間接的に報告をした者を含む。）に対して、社内規程等に定めることにより、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

8. 監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員は、職務の執行上必要と認められる費用等について、予め当社に請求することができる。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後当社に償還を請求できる。当社は、監査委員の請求に基づき、監査委員の職務の執行に必要な費用を支払う。

9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査委員会は、執行役社長を含む執行役、内部監査担当部署その他監査委員会の職務上必要と判断される部署、及び会計監査人等と定期的に及び随時意見を交換する。
 - (2) 常勤監査委員が執行役会等の重要な会議に出席する機会を設けるとともに、各監査委員が社内の情報システムを通じて業務執行に係る重要な会議の資料及び議事録を閲覧できる体制を整える。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、グループ全体に係るリスク管理及びコンプライアンス徹底及び実効性向上のためCSR委員会を設置し、社内及びグループ各社のリスクマネジメント担当者等に対する研修を行うとともに、グループ全体の重大リスクを網羅的に特定し、親会社からの支援も含め、これらを重点的にコントロールする仕組みを構築するほか、階層別社員研修等におけるコンプライアンス教育などに取り組んでまいりました。

2020年4月からは、CSR委員会を含む各種委員会等の一部を集約・統合の上、サステナビリティを巡る経営課題対応を一元的に推進するべく新たに設置したサステナブル経営推進本部において継続的に取り組んでおります。

ハ. 責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当該規定に基づき、当社は、非業務執行取締役全員との間で、責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該取締役を免責する。

ニ. 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

ホ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

1. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

2. 剰余金の配当等の決定

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号で定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限にすることにより、資本政策の機動性及び配当政策の安定性を確保することを目的とするものであります。

3. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

男性18名 女性1名 (役員のうち女性の比率5.3%)

①取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	竹内 章	1954年12月4日生	1977年4月 当社入社 2009年4月 常務執行役員・法務部門長 2009年6月 常務取締役 2014年4月 取締役副社長 2015年4月 取締役社長 2018年6月 取締役会長(現)	注2	16,411
取締役	小野 直樹	1957年1月14日生	1979年4月 三菱鉱業セメント㈱入社 2014年4月 当社常務執行役員・セメント事業カンパニー プレジデント 2014年6月 常務取締役・セメント事業カンパニー プレジデント 2016年4月 取締役副社長・セメント事業カンパニー プレジデント 2016年6月 取締役 副社長執行役員・セメント事業カンパニー プレジデント 2017年4月 取締役 副社長執行役員・経営戦略本部長 2018年6月 取締役社長 2019年6月 取締役 執行役社長(現)	注2	13,099
取締役	柴田 周	1961年7月8日生	1984年4月 当社入社 2013年4月 資源・リサイクル事業本部 エネルギー事業部長 2016年4月 執行役員・環境・エネルギー事業本部長 2017年4月 常務執行役員・総務統括本部長 2018年4月 常務執行役員・ガバナンス統括本部長 2018年6月 取締役 常務執行役員・ガバナンス統括本部長 2019年4月 取締役 常務執行役員・経営戦略本部長 2019年6月 取締役 執行役常務・経営戦略本部長(現)	注2	3,901

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	安井 義一	1960年7月11日生	<p>1984年4月 当社入社</p> <p>2015年4月 執行役員・人事部長</p> <p>2017年4月 執行役員・総務統括本部人事部長</p> <p>2018年4月 常務執行役員・人事・総務本部長</p> <p>2019年6月 執行役常務・人事・総務本部長</p> <p>2020年4月 上級顧問</p> <p>2020年6月 取締役(現)</p>	注2	5,725
取締役	得能 摩利子	1954年10月6日生	<p>1994年1月 ルイ・ヴィトン・ジャパン(株) (現ルイ・ヴィトンジャパン(株))入社</p> <p>2002年4月 同社シニアディレクター・セールスアドミニストレーション</p> <p>2004年3月 ティファニー・アンド・カンパニー・ジャパン・インク ヴァイスプレジデント</p> <p>2010年8月 クリスチャン・ディオール(株)代表取締役社長</p> <p>2013年9月 フェラガモ・ジャパン(株)代表取締役社長兼CEO(2016年9月退任)</p> <p>2016年6月 当社取締役(現)</p>	注2	2,074
取締役	渡辺 博史	1949年6月26日生	<p>1972年4月 大蔵省(現財務省)入省</p> <p>1998年7月 同省大臣官房審議官 同省大臣秘書官</p> <p>2001年7月 同省大臣官房審議官</p> <p>2002年7月 同省国際局次長</p> <p>2003年1月 同省国際局長</p> <p>2004年7月 同省財務官</p> <p>2007年7月 同省顧問</p> <p>2007年10月 公益財団法人国際金融情報センター 顧問</p> <p>2008年4月 一橋大学大学院商学研究科 教授</p> <p>2008年10月 (株)日本政策金融公庫 代表取締役副総裁</p> <p>2012年4月 (株)国際協力銀行 代表取締役副総裁</p> <p>2013年12月 同社代表取締役総裁(2016年6月退任)</p> <p>2016年10月 公益財団法人国際通貨研究所 理事長(現)</p> <p>2017年6月 当社取締役(現)</p> <p><主要な兼職> 公益財団法人国際通貨研究所 理事長</p>	注2	2,047

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	杉 光	1950年5月1日生	1974年4月 日本電装㈱(現㈱デンソー)入社 2002年6月 同社取締役・冷暖房事業部長 2004年6月 同社常務役員・冷暖房事業部長 2005年6月 同社常務役員・熱機器事業本部長 2008年6月 同社専務取締役・技術開発センター長 2011年6月 同社専務取締役 デンソー・インターナショナル・アメリカ㈱ 社長兼CEO 2013年6月 ㈱デンソー 取締役副社長 デンソー・インターナショナル・アメリカ㈱ 社長兼CEO 2014年6月 ㈱デンソー 顧問技監 2016年6月 同社顧問(2017年6月退任) 2018年6月 当社取締役(現)	注2	2,436
取締役	佐藤 弘志	1958年1月2日生	1980年4月 ㈱三菱銀行(現㈱三菱UFJ銀行)入社 2007年6月 同社執行役員・融資部長 2008年4月 同社執行役員・本部賛事役 2008年6月 同社常勤監査役 2011年6月 三菱製鋼㈱常務取締役(2017年6月退任) 2017年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社取締役(現)	注2	1,024

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	若林 辰雄	1952年9月29日生	1977年4月 三菱信託銀行(株) (現三菱UFJ信託銀行(株)) 入社 2008年6月 同社常務取締役 2009年6月 同社専務取締役 2010年6月 同社専務取締役・受託財産部門長兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員・受託財産連結事業本部長 2011年6月 三菱UFJ信託銀行(株) 専務取締役兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 2012年4月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役社長兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 2013年4月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役社長兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役副会長 2013年12月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役社長兼取締役会長兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役副会長 2015年6月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役社長兼取締役会長兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 代表執行役員副会長 2016年4月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役会長兼(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 2016年6月 三菱UFJ信託銀行(株) 取締役会長 2018年6月 当社監査役 (非常勤) 2019年6月 当社取締役 (現) 2020年4月 三菱UFJ信託銀行(株) 特別顧問 (現)	注2	0
取締役	五十嵐 弘司	1954年11月20日生	1980年4月 味の素(株)入社 2002年4月 アメリカ味の素(株) 上席副社長 2007年6月 味の素(株) 執行役員・アミノ酸カンパニーバイスプレジデント 2009年6月 同社執行役員・経営企画部長 2011年6月 同社取締役 常務執行役員 2013年6月 同社取締役 専務執行役員 2017年6月 同社顧問 (現) 2020年6月 当社取締役 (現)	注2	1,000
計					47,717

- (注) 1. 取締役得能摩利子、渡辺博史、杉光、佐藤弘志、若林辰雄、及び五十嵐弘司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、2020年6月30日開催の定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 五十嵐弘司氏は、2020年6月30日をもって味の素(株)の顧問を退任する予定であります。

②執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 執行役社長	小野 直樹	1957年1月14日生	①取締役の状況参照	注	13,099
代表執行役 執行役副社長	鈴木 康信	1958年9月23日生	1982年4月 当社入社 2015年4月 常務執行役員・経営戦略部門長 2016年6月 取締役 専務執行役員・経営戦略部門長 2017年4月 取締役 専務執行役員・金属事業カンパニー プレジデント 2018年9月 取締役 専務執行役員・金属事業カンパニー プレジデント兼電子材料事業カンパニー プレジデント 2018年10月 取締役 専務執行役員・高機能製品カンパニー プレジデント 2019年6月 執行役専務・高機能製品カンパニー プレジデント 2019年6月 執行役副社長・高機能製品カンパニー プレジデント(現)	注	8,440
執行役常務	岸 和博	1958年12月25日生	1984年4月 三菱鉱業セメント㈱入社 2014年4月 当社執行役員・九州工場長 2016年4月 執行役員・セメント事業カンパニー バイспレジデント 2017年4月 常務執行役員・セメント事業カンパニー プレジデント 2018年6月 取締役 常務執行役員・セメント事業カンパニー プレジデント 2019年6月 執行役常務・セメント事業カンパニー プレジデント(現)	注	8,604
執行役常務	柴田 周	1961年7月8日生	①取締役の状況参照	注	3,901
執行役常務	中村 伸一	1961年1月1日生	1983年4月 当社入社 2015年4月 執行役員・筑波製作所長 2017年4月 執行役員・加工事業カンパニー バイспレジデント 2018年2月 常務執行役員・加工事業カンパニー プレジデント 2019年6月 執行役常務・加工事業カンパニー プレジデント 2020年4月 執行役常務・技術統括本部長(現)	注	4,505

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役常務	佐々木 晋	1962年2月25日生	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2013年4月 経営戦略部門経営企画部長</p> <p>2016年4月 執行役員・経営戦略部門経営企画部長</p> <p>2017年4月 執行役員・経営戦略本部 副本部長</p> <p>2018年6月 常務執行役員・経営戦略本部長</p> <p>2019年4月 常務執行役員・ガバナンス統括本部長</p> <p>2019年6月 執行役常務・ガバナンス統括本部長 (現)</p>	注	4,344
執行役常務	酒井 哲郎	1961年10月25日生	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2014年4月 金属事業カンパニー 製錬部長</p> <p>2015年4月 インドネシア・カパー・スメルティング社 取締役副社長</p> <p>2016年4月 執行役員・金属事業カンパニー バイスプレジデント</p> <p>インドネシア・カパー・スメルティング社 取締役副社長</p> <p>2018年4月 執行役員・金属事業カンパニー バイスプレジデント</p> <p>2018年10月 常務執行役員・金属事業カンパニー プレジデント</p> <p>2019年6月 執行役常務・金属事業カンパニー プレジデント (現)</p>	注	3,417
執行役常務	山口 省吾	1960年7月12日生	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2013年4月 資源・リサイクル事業本部環境リサイクル事業部長</p> <p>2016年4月 環境・エネルギー事業本部 副事業本部長</p> <p>2018年4月 執行役員・環境・エネルギー事業本部長</p> <p>2019年6月 執行役・環境・エネルギー事業本部長</p> <p>2020年4月 執行役常務・環境・エネルギーカンパニー プレジデント (現)</p>	注	1,742
執行役常務	高柳 喜弘	1963年9月6日生	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2014年4月 金属事業カンパニー 営業部長</p> <p>2016年4月 執行役員・金属事業カンパニー バイスプレジデント</p> <p>2017年12月 執行役員・三菱電線工業(株)取締役社長</p> <p>2020年4月 執行役常務・高機能製品カンパニー バイスプレジデント (現)</p>	注	2,060

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役常務	長野 潤	1961年4月8日生	1984年4月 三菱鉱業セメント㈱入社 2015年4月 総務部総務室長 2017年4月 経営戦略本部法務部長 2018年4月 執行役員・経営戦略本部法務部長 2020年4月 執行役常務・人事・総務本部長（現）	注	2,204
執行役常務	田中 徹也	1963年1月5日生	1986年4月 当社入社 2014年10月 筑波製作所 インサート製造部長 2016年10月 筑波製作所 副所長 2017年4月 筑波製作所 所長 2019年4月 執行役員・加工事業カンパニー バイスプレジデント 2020年4月 執行役常務・加工事業カンパニー プレジデント（現）	注	553
計					52,869

（注）執行役の任期は、2020年4月1日から、2021年3月31日までであります。

③社外役員の状況

当社の社外取締役は6名であります。

社外取締役得能摩利子氏と当社との間には取引関係その他特別な利害関係はありません。

同氏は、当社取締役会において、必要に応じ、国際的大手企業の日本法人における経営者としての豊富な経験を通じて、グローバルな視点での企業戦略及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。

社外取締役渡辺博史氏は、公益財団法人国際通貨研究所の理事長に就任しておりますが、当社と同法人との間に取引関係等はありません。また、同氏と当社との間には取引関係その他特別な利害関係はありません。

同氏は、当社取締役会において、必要に応じ、財務省の要職及び政府系金融機関の経営者を歴任された経験を通じて、国内外の金融・経済及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。

社外取締役杉光氏は、(株)デンソーの出身者であり、当社と同社との間に電気銅の販売等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満であります。また、同氏と当社との間には取引関係その他特別な利害関係はありません。

同氏は、当社取締役会において、必要に応じ、世界的に事業を展開するメーカーの経営者としての豊富な経験を通じて、開発、設計、生産工程における豊富な技術的知見を有するとともに、グローバルな視点での企業戦略及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。

社外取締役佐藤弘志氏は、三菱製鋼株の常務取締役に就任していた経験があり、当社と同社の間には原材料の購入等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満であります。なお、2020年3月末現在、同社は当社発行済株式総数の0.04%を保有しています。また、同氏と当社との間には取引関係その他特別な利害関係はありません。

同氏は、当社取締役会において、必要に応じ、金融機関の監査役及びメーカーの経営者としての経験を通じて、財務・会計及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。

社外取締役若林辰雄氏は、三菱UFJ信託銀行株の特別顧問であり、当社と同社との間に年金資産の運用委託等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満であります。同社からの資金の借入はありません。なお、2020年3月末現在、同社は当社発行済株式総数の0.66%を保有しています。また、同氏と当社との間には取引関係その他特別な利害関係はありません。

同氏は、当社取締役会において、必要に応じ、金融機関の社長、会長を歴任するなど経営者としての豊富な経験を通じて、財務・会計及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。

社外取締役五十嵐弘司氏（2020年6月30日付当社取締役就任）は、味の素株の顧問（2020年6月30日付退任予定）であり、当社と同社との間に産業廃棄物処理受託等の取引関係がありますが、その取引額は当社及び同社の連結売上高の1%未満であります。また、同氏と当社との間には取引関係その他特別な利害関係はありません。

同氏は、世界的に事業を展開する食品メーカーの経営者としての経験を通じて、技術開発、生産分野における豊富な技術的知見を有するとともに、事業のグローバル展開、事業の変革及び創出、デジタル化推進など経営全般に関する見識を有しており、今後は社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと考えております。

当社は、社外取締役の独立性基準に関して以下のとおり独自の基準を定めており、上記社外取締役ににつきましては、いずれも株式会社東京証券取引所に独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員）として届け出ております。

(独立社外取締役の独立性基準)

当社は、社外取締役について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び以下に掲げる各要件に該当する場合は、独立性がないと判断する。

1. 現在または過去のいずれかの時点において、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する者
 - (1) 当社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
2. 現在において、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する者
 - (1) 当社との取引先で、取引額が当社または取引先の直前事業年度の連結売上高の2%以上である会社の業務執行者
 - (2) 専門家、コンサルタント等として、直前事業年度において当社から役員報酬以外に1,000万円以上の報酬を受けている者
 - (3) 当社からの寄付が、直前事業年度において1,000万円以上の組織の業務執行者
 - (4) 当社総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に保有する株主またはその業務執行者
 - (5) 当社の会計監査人またはその社員等
3. 過去3年間のいずれかの時点において、上記2の(1)～(5)のいずれかに該当していた者
4. 上記1の(1)、(2)、上記2の(1)～(5)または上記3のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
5. 当社の社外取締役としての在任期間が8年を超える者

④社外取締役による監督または監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会(社外取締役である監査委員を含みます。)は、内部監査担当部署とは期初に双方の監査計画について協議を行った上で、監査を実施するほか、内部監査担当部署から定期的に監査結果の報告を受け、情報の共有化を図り、内部統制担当部署等から職務の執行状況の報告を受けるなど、緊密な連携をもった監査に取り組んでおります。

また、監査委員会は会計監査人とも双方の監査計画について協議を行った上で、会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、情報の共有化を図り、緊密な連携をもって監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

①監査委員会による監査の状況

監査委員は、執行役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役、内部監査担当部署、その他内部統制所管部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、監査委員会が定めた監査委員会監査基準及び監査計画等に従い、選定監査委員が本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社等の往査を実施して、取締役及び執行役の職務執行状況を監査する体制をとっております。また、主要グループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、グループ経営に対応した監査体制の連携強化に努めております。これら監査委員の監査についての職務を補助するための組織として、内部監査担当部署内に監査委員会を補助する部内組織を設置しております。

なお、監査委員長佐藤弘志氏は、金融機関の監査役としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しています。

また、監査委員渡辺博史氏は、財務省財務官及び金融機関の経営者としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しています。

当事業年度において当社は監査役会を3回、監査委員会を14回開催しており、個々の監査委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数		出席回数	
	監査役会	監査委員会	監査役会	監査委員会
佐藤 弘志（監査委員長） 注1	3回	14回	3回	14回
渡辺 博史	-	14回	-	12回
五十嵐 弘司 注2	-	-	-	-
竹内 章 注2	-	-	-	-
安井 義一 注2	-	-	-	-
久保田 博 注1、3	3回	14回	3回	14回
福井 総一 注1、3	3回	14回	3回	14回
笠井 直人 注1、3	3回	14回	3回	13回
若林 辰雄 注1、4	3回	-	3回	-

注1：監査委員佐藤弘志、久保田博、福井総一、笠井直人、若林辰雄の各氏は、2019年6月21日の指名委員会等設置会社への移行までは当社の監査役であり、監査役として出席した監査役会の出席回数は監査役会の欄に記載しています。

注2：監査委員五十嵐弘司、竹内章、安井義一の各氏は、2020年6月30日付で監査委員に就任しました。

注3：久保田博、福井総一、笠井直人の各氏は、2020年6月30日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって監査委員を退任いたしました。

注4：取締役若林辰雄氏は、2019年6月21日の指名委員会等設置会社への移行までは当社の監査役でありましたが、監査委員には就任しておりません。

監査委員会は、内部統制システムの整備・運用状況、財務報告に係る内部統制体制の整備・運用状況、労働安全・メンタルヘルスへの対策状況、新中期経営戦略の進捗状況、当社グループの品質管理に係るガバナンス体制の再構築の進捗状況、当社グループのガバナンス体制強化策の整備・運用状況、会計監査人の監査方法及び監査結果の妥当性等を検討しております。また、ユニバーサル製缶株式会社における独占禁止法違反の原因究明のための調査を行い、再発防止策等の妥当性や有効性についても検討しております。

また、常勤監査委員は、執行役会、グループ経営会議、予算審議、全社開発戦略会議、ガバナンス審議会等の重要会議に出席し、気付き事項に対して指摘或いは提言を行っております。また、取締役会長・執行役社長・執行役との定例ミーティングを実施し意見交換と事業所・子会社等での往査結果に基づき提言を行っております。その他、本社管理部門からの報告を定期的或いは適宜受け、指摘或いは提言を行っております。これらの内容は監査委員会に適時に共有しております。

②内部監査の状況

内部監査担当部署である監査部は、2020年6月30日現在、監査部長ほか24名の使用人で構成され、執行役社長の指示の下、監査委員会と連携して、執行役社長及び監査委員会の承認を得た内部監査計画に基づき、当社グループにおいて内部統制システムが適切に構成・運用されているかの調査、当社グループにおける会社業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、資産の保全・有効活用状況、リスク管理状況、法令等及び社内諸規則・基準の遵守状況等についての監査を行っております。

また、内部監査担当部署は、監査委員会とは期初に双方の監査計画について協議を行った上で、監査を実施したほか、監査委員会に対して定期的に監査結果の報告を行い、情報の共有化を図り、緊密な連携をもった監査に取り組んでおります。

他方、監査委員会は会計監査人とも双方の監査計画について協議を行った上で、会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、情報の共有化を図り、緊密な連携をもって監査を実施しております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

1975年以降（45年間）

上記は、現任の監査人である有限責任 あずさ監査法人の前身の1つである新和監査法人が監査法人組織になって以降の期間について記載したものです。新和監査法人の設立前に個人事務所が監査を実施していた期間を含めると、継続監査期間は1965年以降（55年間）となります。

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、連続して7会計期間を超えて監査業務に関与していません。なお、筆頭業務執行社員については連続して5会計期間を超えて監査業務に関与していません。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 浜嶋 哲三（4年継続監査）

指定有限責任社員 業務執行社員 上坂 善章（6年継続監査）

指定有限責任社員 業務執行社員 高野 浩一郎（7年継続監査）

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他24名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査委員会では、会計監査人の評価及び選定基準を定め、執行役、社内関係部署及び会計監査人から、判断に必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画、品質管理体制、独立性、専門性及び報酬等について総合的に判断しています。

f. 解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会社法第340条に定める監査委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

g. 監査委員会による会計監査人の評価

監査委員会は、上記会計監査人の評価・選定基準に基づき、慎重に検討を行い上記監査法人の再任を決定いたします。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	155	20	164	9
連結子会社	204	56	210	53
計	360	77	374	62

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、収益認識のアドバイザー業務等であり、また、連結子会社における非監査業務の内容は、コンサルティング業務等であり、

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等であり、また、連結子会社における非監査業務の内容は、コンサルティング業務等であり、

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGグループ）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	30	—	26
連結子会社	153	32	146	88
計	153	62	146	114

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、移転価格税制に関するアドバイザー業務等であり、また、連結子会社における非監査業務の内容は、移転価格税制に関するアドバイザー業務等であり、

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、移転価格税制に関するアドバイザー業務等であり、また、連結子会社における非監査業務の内容は、移転価格税制に関するアドバイザー業務等であり、

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

当社の連結子会社であるMCCデベロップメント社及びその子会社は、アーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務として105百万円の監査報酬を費用計上しております。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社であるMCCデベロップメント社及びその子会社は、アーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務として116百万円の監査報酬を費用計上しております。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社の規模及び事業の特性等に基づいた監査日数、要員等を総合的に勘案し決定しております。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画、品質管理体制、監査委員会との連携状況を含む職務執行状況、当社の規模及び事業の特性等に基づいた監査日数、要員等を総合的に勘案した結果、当連結会計年度における会計監査証明業務に基づく報酬金額に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	174	174	—	8
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	2
執行役	275	275	—	10
社外役員	114	114	—	9

- (注) 1. 当社は2019年6月21日開催の第94回定時株主総会における承認を経て、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたしました。そのため、上記表中の監査役等の報酬等の総額及び支給人員につきましては、2019年4月1日から同年6月21日までの間に在任しておりました監査役の当該期間に係る報酬等の総額及び支給人員を記載しています。
2. 取締役と執行役を兼任する者に対して支給された報酬等の総額については、執行役の欄に記載しています。
3. 指名委員会等設置会社移行前の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第91回定時株主総会決議により、月額49百万円以内（うち社外取締役月額6百万円以内）と定められていました。
4. 指名委員会等設置会社移行前の監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会決議により、月額17百万円以内と定められていました。
5. 取締役の基本報酬のうち、株式取得型報酬は6百万円です。また、執行役の基本報酬のうち、株式取得型報酬は27百万円です。なお、当社は報酬委員会の決議により2020年度以降の取締役及び執行役の報酬制度を改定し、株式取得型報酬制度に代えて信託の仕組みを利用した株式報酬を導入しています。2020年度以降の取締役及び執行役の報酬制度の概要は後掲<2020年度以降の取締役及び執行役の報酬制度の概要>に記載のとおりです。
6. 指名委員会等設置会社移行前の取締役の賞与額は、2006年6月29日開催の第81回定時株主総会決議により、社外取締役以外の取締役に対し年額1億70百万円以内と定められていました。
7. 支給人員には、当事業年度中に退任した取締役3名及び監査役5名を含んでいます。当事業年度末日現在の取締役は11名、執行役は10名です。また、支給人員は、指名委員会等設置会社への移行に際し取締役を退任し執行役に選任された者及び監査役を退任し取締役に選任された者並びに取締役と執行役を兼任している者を重複して集計し記載しています。

②役員の報酬等の額の決定に関する方針

当事業年度における役員の報酬等の額の決定に関する方針は以下のとおりです。

イ. 取締役及び役付執行役員

2019年6月までにおける当社取締役及び役付執行役員の報酬は、企業業績と個人の成果を適正に連動させることを基本方針とし、外部専門家の助言を受けた客観性の高い制度設計を行い、固定報酬である基本報酬と業績連動型報酬である賞与で構成しております。

基本報酬については、役位及び個人の成果に応じて、報酬額を決定しております。また、基本報酬の一部は、株式取得型報酬（社外取締役を除く。）として、毎月一定額が当社役員持株会を通じた当社株式の購入費用に充てられます。本報酬に基づき取得した当社株式は、少なくとも在任期間中は売却できないこととしております。これにより、報酬と中長期的な企業業績との連動を図っております。

次に、賞与は、短期的な企業業績に連動する報酬として、企業業績評価に関わる重要な連結指標である当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益及び連結経常利益を指標とした算式に従い、事業年度の終了後、個人の成果も踏まえ、決定しております。親会社株主に帰属する当期純利益及び連結経常利益の実績に連動する算式としていることから、事業年度毎に賞与に係る指標の目標等は定めておりませんが、経営状況や賞与支給の対象となる事業年度の配当額等により、不支給も含めて減額できるものとしております。

社外取締役の報酬は、社外の独立した客観的な立場から取締役の職務執行の妥当性について監督を行う役割を担うことから、定額報酬のみとし、その金額は、取締役会で承認された方針に基づき、個別の事情を踏まえて決定しております。

ロ. 監査役

2019年6月までにおける監査役の報酬は、監査役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、企業業績とは連動させず定額報酬とし、監査役の協議に基づく適切な水準の報酬としております。

なお、2019年6月21日開催の第94回定時株主総会における承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行したことに伴い、取締役及び執行役の報酬の決定に関する方針と個人別の報酬は、報酬委員会にて決定しております。2019年7月以降の取締役及び執行役の報酬につきましては、報酬委員会にて、上記の方針に準ずるものとするを決定しております。

また、当社は、報酬委員会の決議により2020年度以降の取締役及び執行役の報酬制度を改定いたしました。2020年度以降の取締役及び執行役の報酬制度の概要は以下のとおりです。

<2020年度以降の取締役及び執行役の報酬制度の概要>

当社グループの中長期的な企業価値の向上を牽引する優秀な経営者人材にとって魅力的な報酬制度とするとともに、株主をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる報酬ガバナンスを構築することを目的とし、以下のとおり取締役及び執行役（以下「役員」といいます。）の報酬の決定方針及び報酬体系を定めております。

①役員報酬の決定方針

- (イ) 当社グループと類似の業態・規模の企業と比べ、競争力のある報酬水準となる制度とする。
- (ロ) 各役員が担う役割・責務に対する成果や中長期的な企業価値の向上に対する貢献を公平・公正に評価し、これを報酬に反映する。
- (ハ) 当社グループの中長期的な企業価値の向上を図る健全なインセンティブとして機能させるため、基本報酬、事業年度毎の業績等の評価に基づく年次賞与、中長期的な業績や企業価値に連動する中期インセンティブである株式報酬により構成するものとし、報酬構成割合は役位に応じて適切に設定する。但し、取締役（取締役と執行役を兼任する者を除く。）については、執行役の職務執行の監督を担うという機能・役割に鑑み、金銭による基本報酬のみとする。
- (ニ) 年次賞与は、事業年度毎の業績に加えて中長期的な経営戦略の遂行状況等を適切に評価し、これを報酬に反映する。
- (ホ) 中期インセンティブは、中長期的な企業価値の向上を図るため、株主との利益意識の共有を実現する株式報酬とする。
- (ヘ) 報酬の決定方針及び個人別の支給額については、過半数を独立社外取締役によって構成する報酬委員会で審議し決定する。
- (ト) 株主をはじめとしたステークホルダーが業績等と報酬との関連性をモニタリングできるよう必要な情報を積極的に開示する。

②役員報酬体系

- (イ) 取締役（取締役と執行役を兼任する者を除く。）
取締役の報酬体系は、金銭による基本報酬のみとし、外部専門家の調査に基づく他社報酬水準を参考に取締役としての役位、常勤・非常勤の別等を個別に勘案し決定する。
- (ロ) 執行役
執行役の報酬体系は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬である年次賞与及び株式報酬で構成する。また、報酬構成割合は、執行役社長において、「基本報酬：年次賞与：株式報酬＝1.0：0.6：0.4」（※年次賞与については支給率100%の場合）を目安とし、その他の執行役は、業績連動報酬の基本報酬に対する比率を執行役社長より低めに設定する。
なお、その報酬水準については、外部専門家の調査に基づく同業企業（報酬委員会が定める同規模企業群）の報酬水準を参考に決定する。

<基本報酬>

基本報酬は、固定報酬として役位に応じ金銭で支払う。

<年次賞与（短期インセンティブ報酬）>

年次賞与は、単年度の業績評価及び非財務評価に加え、連結営業利益成長率の他社比較評価によって決定する。

具体的な評価項目は以下のとおりとする。

(評価項目)

- ①経営の最終結果であり、株主との利益意識の共有化を図るための親会社株主に帰属する当期純利益
- ②本業の収益力を評価する連結営業利益（事業系執行役は担当事業営業利益）
- ③短期的な業績には表れにくい、中長期的な企業価値の向上に向けた取組みを評価する非財務評価
- ④マーケットの成長以上の成長を意識付けるための最終的な調整係数としての連結営業利益成長率の他社比較（非鉄6社及び同規模製造業各社との他社比較）

(算定式)

目標を達成した場合に支給する額（年次賞与基本額）を100%とし、個人別に、以下の算定式により算出する。

$$\text{年次賞与} = \text{役位別の年次賞与基本額} \times \text{業績評価支給率} (\%)$$

(※) 業績評価支給率は、業績の達成度に応じ0%~200%の範囲で変動

(評価ウェイト)

役位に応じた基本額を、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結営業利益（事業系執行役は担当事業営業利益）を各40%、非財務評価を20%の割合で評価した上で、連結営業利益成長率の他社比較を最終的な調整係数として用いて年次賞与額を決定する。



(年次賞与における業績評価指標の目標)

年次賞与における業績評価指標の目標については、原則、当事業年度末の決算発表時における次期の連結業績予想を適用する（担当事業営業利益については、連結業績予想の基礎となった数値を用いる）こととしております。しかしながら、次期の連結業績予想については、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、今後の経済活動や主要製品や需要動向が極めて不透明であり、現時点で合理的に見積もることが困難であることから、未定としております。そのため、2020年度年次賞与における業績評価指標の目標の取り扱いについては、現時点では決定していません。

<株式報酬（中長期インセンティブ報酬）（※）>

株式報酬は、株主との利益意識の共有を実現し、当社グループの中長期的な企業価値向上のインセンティブとして機能させることを目的として、信託の仕組みを利用した制度とし、役員退任時に役位に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する。交付する株式については、業績条件・株価条件を設けない。

なお、国内非居住者については、法令その他の事情により、これとは異なる取扱いを設けることがある。

(※) 株式報酬制度は、BIP信託を用いて、役員等に当社株式の交付等を行う仕組みです。BIP信託は連続する3事業年度（当初は2020年度から2022年度）を対象として、各事業年度の役員等の役位に応じたポイントを付与し、累積します。役員等の退任後、当該累積ポイント数に相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を役員報酬として交付及び給付するインセンティブプランです。

当事業年度における報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

2019年6月	(第1回) 役員報酬に関する内規について決議
7月	(第2回) 報酬制度見直しの進め方等について審議
8月	(第3回) 役員報酬の基本原則、水準・構成等について審議
9月	(第4回) 基本報酬水準、年次賞与制度骨子等について審議
10月	(第5回) 新報酬制度の骨子、副社長以下報酬水準・構成について審議
11月	(第6回) 株式報酬制度、年次賞与制度詳細設計、取締役の報酬水準・構成等について審議
12月	(第7回) 年次賞与制度詳細設計について審議
2020年1月	(第8回) 年次賞与制度詳細設計について審議
3月	(第9回) 執行役報酬制度全体像再確認、年次賞与制度詳細設計について審議 (第10回) 個人別の報酬等の内容について決議、役員報酬に関する内規について決議

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動または配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業戦略上必要である場合を除き、政策保有株式を取得・保有しません。

また、毎年取締役会にて、政策保有株式として保有する全ての上場株式について、中長期的な企業価値向上の観点から、保有目的や意義など事業戦略上の必要性を確認するとともに、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否に関する総合的な検証を実施しております。検証の結果、保有意義が認められない政策保有株式は縮減することとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	103	3,061
非上場株式以外の株式	53	114,092

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	4	365
非上場株式以外の株式	14	19,769

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

2020年3月31日現在

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注）	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社SUMCO	39,346,400	39,346,400	当社グループは同社グループと高機能製品・金属事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	無
	55,443	50,817		
三菱商事株式会社	4,879,972	4,879,972	当社グループは同社グループと高機能製品・金属・セメント事業等、幅広い事業分野において共同出資関係又は取引関係があり、これらの関係等を維持・強化するため。	有
	11,822	15,411		
株式会社三菱ケミカルホールディングス	8,400,000	8,400,000	当社グループは同社グループと高機能製品・金属・セメント事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	無
	5,497	6,828		
三谷セキサン株式会社	1,004,292	1,004,292	当社グループは同社グループとセメント事業において取引関係があり、これらの関係等を維持・強化するため。	有
	3,806	3,009		
キリンホールディングス株式会社	1,414,521	1,414,521	当社グループは同社グループと高機能製品事業において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	2,978	3,605		
三菱ガス化学株式会社	2,240,585	2,240,585	当社グループは同社グループと環境・エネルギー事業において共同出資関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	2,895	3,692		
三谷商事株式会社	501,550	501,550	当社グループは同社グループと高機能製品・セメント事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	2,849	2,849		
堺化学工業株式会社	1,643,399	1,643,399	当社グループは同社グループと金属事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	2,844	4,029		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	6,255,816	6,255,816	当社グループは同社グループと資金の借入れ等の取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	無
	2,746	3,549		
三菱重工業株式会社	884,788	884,788	当社グループは同社グループと高機能製品・加工事業において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	2,579	4,051		
株式会社ニコン	2,322,105	2,322,105	当社グループは同社グループと取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	2,320	3,745		
株式会社三菱総合研究所	698,300	698,300	当社グループは同社グループと取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	無
	2,252	2,353		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注）	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
DOWAホールディングス株式会社	651,000	651,000	当社グループは同社グループと金属事業において共同出資関係があり、また高機能製品・金属事業等において取引関係があり、これらの関係等を維持・強化するため。	有
	1,857	2,354		
三菱地所株式会社	1,116,244	2,693,614	当社グループは同社グループと不動産事業において共同出資関係があり、また不動産賃貸借等の取引関係があり、これらの関係等を維持・強化するため。	有
	1,828	5,337		
三菱電機株式会社	1,274,900	2,220,500	当社グループは同社グループと高機能製品・加工・金属事業等において取引関係があり、これらの関係等を維持・強化するため。	有
	1,624	3,098		
JXTGホールディングス株式会社	4,154,310	4,154,310	当社グループは同社グループと金属事業において共同出資関係があり、また高機能製品・金属・セメント事業等において取引関係があり、これらの関係等を維持・強化するため。	無
	1,542	2,222		
電源開発株式会社	717,280	717,280	当社グループは同社グループと環境・エネルギー事業において共同出資関係があり、またセメント事業等において取引関係があり、これらの関係等を維持・強化するため。	有
	1,536	1,949		
三菱倉庫株式会社	626,550	626,550	当社グループは同社グループと高機能製品・金属事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	1,375	1,826		
住友電気工業株式会社	850,000	850,000	当社グループは同社グループと高機能製品・金属事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	963	1,278		
日本製鉄株式会社	687,225	687,225	当社グループは同社グループと加工・セメント事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	無
	690	1,356		
株式会社クボタ	400,606	400,606	当社グループは同社グループと取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	無
	535	625		
日鉄鉱業株式会社	134,772	134,772	当社グループは同社グループと高機能製品・セメント事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	532	605		
旭化成株式会社	647,965	647,965	当社グループは同社グループとセメント事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	493	782		
住友大阪セメント株式会社	127,800	127,800	当社グループは同社グループとセメント事業等において取引関係があり、当該関係等を維持・強化するため。	有
	440	566		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注）	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
日本郵船株式会社	305,465	305,465	当社グループは同社グループとセメント 事業等において取引関係があり、当該関 係等を維持・強化するため。	有
	412	508		
東京海上ホールディ ングス株式会社	80,000	80,000	当社グループは同社グループと保険契約 等の取引関係があり、当該関係等を維 持・強化するため。	無
	397	428		
三菱自動車工業株式 会社	900,000	900,000	当社グループは同社グループと高機能製 品・加工事業等において取引関係があ り、当該関係等を維持・強化するため。	無
	289	545		
ホッカンホールディ ングス株式会社	150,800	150,800	当社グループは同社グループと高機能製 品事業において共同出資関係があり、当 該関係等を維持・強化するため。	有
	228	285		
株式会社百十四銀行	103,292	103,292	当社グループは同社グループと資金の借 入れ等の取引関係があり、当該関係等を 維持・強化するため。	有
	179	244		
株式会社めぶきフィ ナンシャルグループ	693,764	693,764	当社グループは同社グループと資金の借 入れ等の取引関係があり、当該関係等を 維持・強化するため。	無
	139	204		
鹿島建設株式会社	121,336	121,336	当社グループは同社グループとセメン ト・環境・エネルギー事業等において取 引関係があり、当該関係等を維持・強化 するため。	無
	128	199		
大日本塗料株式会社	152,726	152,726	当社グループは同社グループと取引関係 があり、当該関係等を維持・強化するた め。	有
	123	168		
三菱製鋼株式会社	153,967	153,967	当社グループは同社グループと加工事業 等において取引関係があり、当該関係等 を維持・強化するため。	有
	115	245		
日進工具株式会社	48,000	48,000	当社グループは同社グループと加工事業 において取引関係があり、当該関係等を 維持・強化するため。	無
	113	120		
富士精工株式会社	77,348	77,348	当社グループは同社グループと加工事業 等において取引関係があり、当該関係等 を維持・強化するため。	有
	108	134		
ダイドールグループホ ールディングス株式 会社	20,200	20,200	当社グループは同社グループと高機能製 品事業において取引関係があり、当該関 係等を維持・強化するため。	有
	67	104		
北陸電力株式会社	86,900	86,900	当社グループは同社グループとセメン ト・環境・エネルギー事業等において取 引関係があり、当該関係等を維持・強化 するため。	無
	61	78		
前田建設工業株式 会社	55,000	55,000	当社グループは同社グループとセメン ト・環境・エネルギー事業等において取 引関係があり、当該関係等を維持・強化 するため。	無
	44	63		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注）	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社ふくおかフ ィナンシャルグルー プ	29,548	29,548	当社グループは同社グループから資金の 借入れがあり、当該関係等を維持・強化 するため。	無
	43	72		
株式会社サーラコー ポレーション	69,936	69,936	当社グループは同社グループとセメント 事業において取引関係があり、当該関係 等を維持・強化するため。	無
	36	42		
九州電力株式会社	30,000	30,000	当社グループは同社グループとセメント 事業において取引関係があり、当該関係 等を維持・強化するため。	無
	24	39		
株式会社スパンクリ ートコーポレーショ ン	84,000	84,000	当社グループは同社グループとセメント 事業において取引関係があり、当該関係 等を維持・強化するため。	無
	23	36		
株式会社秋田銀行	13,702	13,702	当社グループは同社グループから資金の 借入れがあり、当該関係等を維持・強化 するため。	有
	20	30		
株式会社不動テトラ	16,080	16,080	当社グループは同社グループとセメント 事業において取引関係があり、当該関係 等を維持・強化するため。	無
	20	24		
三菱製紙株式会社	45,046	90,046	当社グループは同社グループと金属事業 において取引関係があり、当該関係等を 維持・強化するため。	有
	15	49		
株式会社テノックス	14,740	14,740	当社グループは同社グループとセメント 事業等において取引関係があり、当該関 係等を維持・強化するため。	無
	11	12		
株式会社東邦銀行	50,000	50,000	当社グループは同社グループと資金の借 入れ等の取引関係があり、当該関係等を 維持・強化するため。	無
	11	15		
株式会社スターフラ イヤー	2,700	2,700	当社グループは同社グループと取引関係 があり、当該関係等を維持・強化するた め。	無
	9	10		
東洋埠頭株式会社	5,500	5,500	当社グループは同社グループと取引関係 があり、当該関係等を維持・強化するた め。	有
	6	8		
ニチハ株式会社	1,000	1,000	当社グループは同社グループとセメント 事業等において取引関係があり、当該関 係等を維持・強化するため。	無
	2	3		
飛島建設株式会社	1,427	1,427	当社グループは同社グループと取引関係 があり、当該関係等を維持・強化するた め。	無
	1	2		
株式会社ヤマックス	500	500	当社グループは同社グループとセメント 事業等において取引関係があり、当該関 係等を維持・強化するため。	無
	0	0		
株式会社ヤマウ	1,000	1,000	当社グループは同社グループとセメント 事業等において取引関係があり、当該関 係等を維持・強化するため。	無
	0	0		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注）	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
ニューホープ社	—	93,240,000	当事業年度に売却を実施しております。	無
	—	28,009		
AGC株式会社	—	411,813	当事業年度に売却を実施しております。	無
	—	1,597		
株式会社神戸製鋼所	—	1,210,900	当事業年度に売却を実施しております。	無
	—	1,025		
株式会社ジーエス・ ユアサコーポレーシ ョン	—	234,055	当事業年度に売却を実施しております。	有
	—	506		
古河機械金属株式会 社	—	324,600	当事業年度に売却を実施しております。	有
	—	466		
株式会社八十二銀行	—	839,149	当事業年度に売却を実施しております。	有
	—	389		
テイカ株式会社	—	57,500	当事業年度に売却を実施しております。	無
	—	137		

（注） 1. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 個別銘柄についての定量的な保有効果は、当該株式の発行者との取引内容等を踏まえた評価となり、秘密保持の必要性等から記載が困難であります。ただし、上述②のとおり、当社取締役会において、全ての上場株式について保有の合理性について検証しております。

3. 当社株式の保有の有無は、当該株式の発行者の関係会社による保有は含めておりません。

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三菱地所株式会社	6,280,000	6,280,000	当該株式は、「退職給付に関する会計基準」に適合する年金資産として信託したものであります。このため、取締役会において保有の合理性についての検証を実施しておりません。また、信託契約上、受託者は当社の指示に従って議決権を行使することとなっております。	有
	10,016	12,594		
三菱電機株式会社	1,562,000	1,562,000	同上	有
	2,085	2,221		
堺化学工業株式会社	600,000	600,000	同上	有
	1,078	1,458		
株式会社三菱ケミカルホールディングス	1,500,000	1,500,000	同上	無
	964	1,169		
宝ホールディングス株式会社	1,075,000	1,075,000	同上	有
	870	1,407		
古河電気工業株式会社	—	249,900	当事業年度に売却を実施しております。	無
	—	697		

- (注) 1. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。
 2. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。
 3. 当社株式の保有の有無は、当該株式の発行者の関係会社による保有は含めておりません。